

# 大分県報

令和六年  
八月九日  
号外（五七）

（金曜日）

## 目次

### 規則

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部改正……………一

### ○規則

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五十三号

#### 大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（平成二十年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「十二月」を「二十四月」に、「二月以上」を「一月以上」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。